事業者カードローン

2020年３月１日現在

商　品　名 （愛　称）	ビジネスサポート（カードローン）

ご　利　用 いただける方	〔法人・個人事業主共通事項〕 １．当金庫の営業地区にお住まい、会社・事業所がある法人・個人事業主 ２．ライフカード株式会社の保証を受けられる方 <table><tr><th>個人事業主</th><th>法人</th></tr><tr><td>申込時年齢 20 歳以上 69 歳以下</td><td>左記の条件を法人代表者に適用します ※所定の方法により、事業承継予定者が確認できる場合は、下記の「保証人」の欄を参照</td></tr><tr><td>業歴は問いませんが、安定継続収入のある方</td><td>原則、業歴２年以上 ※決算が２期終了している場合は２年未満でも可</td></tr><tr><td>業種は問いません</td><td>保証協会対象業種または農林水産業</td></tr></table>
お使いみち	事業資金
お申込極度額	300 万円以内　（10 万円以上 10 万円単位）
ご利用極度額	保証会社の審査結果（保証可能額）により利用極度額が決定します。 10 万円～300 万円までの 10 万円刻み 30 種類。
ご利用期間	法人…３年毎の更新（更新審査が必要となります） 個人事業主…１年毎の自動更新（更新は 70 歳まで） ※保証会社の審査により更新停止をする場合があります。
ご融資利率	当金庫所定の利率を適用させていただきます。
お利息計算方法	前月 10 日より当月９日までの１ヵ月間の貸越利息を算出します。
ご返済方法	１．返済金額は約定返済日の前日の貸越元金残高に応じて次の通りです。 <table><tr><th>約定返済日の貸越元金残高</th><th>ご返済金額</th><th>約定返済日の貸越元金残高</th><th>ご返済金額</th></tr><tr><td>50 万円以下</td><td>10,000 円</td><td>100 万円超 200 万円以下</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>50 万円超 100 万円以下</td><td>20,000 円</td><td>200 万円超 300 万円以下</td><td>40,000 円</td></tr></table>２．毎月ご返済日 10 日（休日の場合は翌営業日） ３．ATM・窓口で、任意ご返済も可能です。
保　証　人	個人事業主…不要 法人…原則として法人代表者（満 20 歳以上満 69 歳以下で完済時年齢が７５歳以下の方） ※事業継承予定者が確認できる場合は、上記年齢を満 20 歳以上 75 歳以下で完済時年齢が 79 歳以下とします。 ※「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月５日経営者保証に関するガイドライン研究会）に則り、誠実に対応するよう努めます。
保　証　会　社	ライフカード株式会社が保証しますので必要ありません。
担　　保	不要
手　数　料	新規カード発行手数料は無料です。

敦賀信用金庫

事業者カードローン

2020年３月１日現在

商　品　名 （愛　称）	ビジネスサポート（カードローン）

ご用意いただくもの	〔法人・個人事業主共通事項〕 1．日本国籍以外の方は、特別永住者、永住者の確認のため、特別永住者証明書、在留カードが必要となります。 2．ご印鑑（預金口座のお届け印） 3．その他の資料をご用意いただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。 **個人事業主** ・ご本人確認書類…運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表のみ）、運転経歴証明書 ・所得確認資料（申込金額が 100 万円超の場合） **法人** ・決算報告書２期分 ・印鑑証明書・実印（法人および連帯保証人） ※連帯保証人が、当金庫と預金取引がある場合には、取引印でも可。 ・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ※発行日より３カ月以内のもの ・連帯保証人のご本人確認書類
苦情処理措置	本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（９時～１７時、電話：０７７０―２２－９４３１）、苦情等は、営業店または総務部（９時～１７時、電話：０７７０－２２－９４３０）にお申し出ください。
紛争解決措置	福井弁護士会（電話：0776－23－5255）、金沢弁護士会（電話：076－221－0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
そ　の　他	1．お申込みに際しましては、当金庫およびライフカード株式会社が審査をさせていただきます。その審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 2．カードローン（個人事業主）は、当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、ＪＡ（農協）、労働金庫等提携金融機関の ATM（現金自動預入支払機）でご利用できます。 3．カードローン（法人）は、銀行、労働金庫、ＪＡ（農協）、労働金庫等提携金融機関の ATM（現金自動預入支払機）ではご利用できません。

敦賀信用金庫